

令和8年度 ドローンを活用したクマの搜索・追跡業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和8年度 ドローンを活用したクマの搜索・追跡業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式による企画提案を実施し、本業務を確実に遂行できる者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度 ドローンを活用したクマの搜索・追跡業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)
- (4) 契約限度額 407,000円/回(消費税および地方消費税を含む)
- (5) 契約形態 単価契約
- (6) スケジュール
 - 令和8年3月11日(水) 公募開始(県HP)
 - 3月16日(月) 質問受付締切
 - 3月18日(水) 質問回答
 - 3月23日(月) 企画提案公募参加資格確認申請書提出期限
 - 3月24日(火) 企画提案公募参加資格の確認結果通知
 - 3月25日(水) 企画提案参加資格要件の不適合理由の説明要求期限
 - 3月26日(木) 企画提案書提出締切
 - 3月27日(金) 業務委託候補者審査委員会
※場所：県庁内会議室
 - 3月30日(月) 業務委託候補者と契約金額協議(予定)
 - 4月1日(水) 業務委託契約の締結(予定)

3 委託候補者の選定

- (1) 委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。
- (2) 企画提案への参加希望者は、企画提案への参加申込みを行ったうえで、仕様書に示された業務内容をどのような手法・体制で実施するか、業務遂行にどの程度の経費が見積られるか具体的に提案を行うこと。
- (3) 提案内容等については、令和8年度 ドローンを活用したクマの搜索・追跡業務委託審査委員会(以下「審査委員会」という。)にて審査を行い、本業務の実施に際し最も適した提案者を委託候補者とする。

4 企画提案の参加における留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、審査および選定の対象から外し、もしくは委託候補者の選定を取り消す場合がある。
 - ① 審査委員会の委員、審査および前提手続き業務に従事する職員または関係者に対し、

不正な接触行為その他の正当な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

- ② 企画提案について不正な利益を得るために連合した場合
 - ③ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ④ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ⑤ 企画提案参加者が5に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
 - ⑥ 公告や本要領の内容に違反すると認められる場合
 - ⑦ 企画提案参加者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - ⑧ 契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ⑨ その他社会的信用を損なう行為等により、企画提案参加者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
 - ⑩ その他審査および選定の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合
- (2) 企画提案への参加希望者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替えまたは再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。なお、提出書類は、採用の有無にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提案書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (5) その他
- ①提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
 - ②企画提案への参加に要する諸費用は、すべて企画提案参加者の負担とする。
 - ③本手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定するものとし、本手続きにおいて使用する単位は、日本の標準時および計量法によるものとする。
 - ④提出された書類は、企画提案参加者に無断で使用しない。ただし、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で、複製することがある。
 - ⑤配布する資料等は、本企画提案応募に係る検討以外の目的において使用することを禁止する。

5 企画提案参加者の資格

企画提案参加者となりうる必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載されたものに限る）を有する者であること。
- ※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 現に県の指名停止措置を受けているものでないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) クマが出没した現場に迅速にドローンを操作できるスタッフを派遣する必要があるため、県内に事業所を有するものであること。
- (6) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

6 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

福井県エネルギー環境部自然環境課

福井県福井市大手3丁目17-1 福井県庁10階

電話番号 0776-20-0306 FAX 0776-20-0635

E-mail shizen@pref.fukui.lg.jp

7 企画提案の参加手続等

企画提案の参加希望者は、企画提案参加資格確認申請書等の書類を次のとおり提出しなければならない。また、同参加希望者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 企画提案参加資格確認申請書等の提出期間、場所および方法

① 提出期間等

期間は公募開始の日から令和8年3月23日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（必着）とする。ただし、土日祝日を除く。

② 提出場所

6の場所に同じ

③ 提出方法

持参または郵便（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）とし、FAXおよび電子メールによる提出は受け付けない。

④ 提出書類

ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）

- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 法人の登記事項証明書（発行日から3か月以内であれば写し可）
- エ 法人の定款
- オ 競争入札参加資格審査申請書の写し
※福井県の競争入札参加資格を有していない場合に限る。

（2）企画提案参加資格要件の審査等

① 企画提案参加資格要件の審査

提出された企画提案参加資格確認申請書に基づき、企画提案参加資格要件の審査を行う。なお、必要に応じ参加希望者に対してヒアリング、書面、FAXおよび電子メールにより企画提案参加資格要件の審査に係る内容の回答要求や、関係機関への意見照会を行うことがある。

② 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者はこの企画提案に参加することができない。

③ 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

企画提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月25日（水）午後5時15分までに6の宛先にFAXまたは電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、この場合の回答方法はFAXまたは電子メールによるものとする。

（3）応募に関する質問の受付

本案件の応募について不明な点がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

① 受付期間等

期間は公募開始の日から令和8年3月16日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（必着）とする。

② 受付方法

様式第3号を使用し、電子メールで提出すること。ただし、電話により契約担当者に着信の確認をすること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

③ 受付場所

5の場所に同じ。

④ 回答

応募に関する質問・回答書に記載された連絡先に対し、FAXまたは電子メールにより、随時回答を送付する。

質問および回答内容は、企画提案参加資格確認申請書の提出があった全ての者に対し、申請書に記載のあった連絡先にFAXまたは電子メールで通知する。

⑤ その他

ア 企画提案の実施後に、仕様書についての不知または不明を理由として異議の申し立

てはできない。

イ 質問者の所在地、名称、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記載すること。

ウ 企画提案書の審査に関する質問は回答できない。

8 企画提案書等の提出等

(1) 企画提案書等の提出

企画提案の参加者は、次のとおり企画提案書および見積書を作成し、電子メールにより担当窓口に提出すること。

① 提出期限 令和8年3月26日（木）午後5時15分まで（必着）

② 提出場所 6の場所に同じ。

③ 提出書類

・「企画提案書（様式第4号）」

・「経費見積書（様式第5号）」

(2) 企画提案書の説明

企画提案の参加者は、ヒアリングを実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。なお、詳細については実施することとなった時点でその旨を別途通知する。

9 委託候補者の審査および選定等

(1) 委託候補者の選定

提出された提案書および経費見積書の内容について、審査委員会において以下の基準により評価を行い、評価が最も高かった応募者を委託先候補者とする。審査においては、審査委員の評価の合計点数が一定以上の提案書のみを適当な提案として認める。

審査項目		評価のポイント
提案内容	業務理解度	<ul style="list-style-type: none">・委託業務の目的や内容を正確に理解しているか・提案内容が仕様書に記載された業務内容と一致している。・仕様書に記載された業務内容を実施するのに必要な人員や機材、運用体制を提案しているか・仕様書に記載の事項に加え、最新の技術等による安全かつ効率的なクマ搜索につながるドローンの活用方法を提案しているか
	業務実績	<ul style="list-style-type: none">・赤外線ドローン等の飛行実績を十分に有しているか
遂行能力	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none">・運用可能なドローンの種類・台数が明記しているか・夜間・休日も含め操縦者等を速やかに派遣できる体制を構築しているか・協力会社を含め、十分なスタッフを確保しているか・現場に派遣されるスタッフの傷害保険や機材等の損害保険、第三者への損害賠償保険など万が一の事態への備えが十分か
	経済性	見積価格

(2) 委託候補者および審査結果の通知方法等

① 委託候補者および審査結果の通知方法

委託候補者は福井県ホームページに公表する。また、審査結果は企画提案の参加者全員に郵送により通知する。

② 他の企画提案の参加者に関する審査の内容については問い合わせに応じない。

10 契約の締結

(1) 委託候補者との契約

選定された委託候補者と提出された企画提案を基本として委託契約の交渉を行い、契約内容および別途定める予定価格の範囲内で委託金額を決定し、契約を締結する。

なお、委託候補者との交渉が不調となった場合、次点となっている県の要求する基準を満たす企画提案の参加者と委託契約の交渉を行う場合がある。

(2) 契約書作成の要否および契約条項

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。また、契約条項は、別紙の契約書（案）のとおりとする。

(3) 契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第171条、第172条および173条の規定に基づき手続きを行うこととする。

(4) 再委託

本委託業務のすべてを再委託することはできない。ただし、必要に応じて一部を再委託する場合、福井県に協議の上、その承諾を得ること。